

上川中部定住自立圏構想の概要について

1 上川中部定住自立圏事業連携の概要について

(1)構成市町

上川中部1市(旭川市)8町(鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町)で構成。中心市は旭川市。

(2)目的

地方圏において、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するという制度の趣旨を踏まえ、上川中部圏域が持つ豊かな自然環境、特色ある地域資源や地理的特性などを生かしながら、都市機能の集積やゆとりと潤いのある居住環境の整備、産業の高度化など、力あふれる上川中部定住自立圏の構築に努める。

(3)定住自立圏を構成するまでの経過

- ・平成21年12月28日に、旭川市が中心市宣言。
- ・平成22年10月1日に、7町と協定締結し、平成23年度から連携事業開始(19事業)。
- ・平成26年1月10日に、美瑛町と協定締結し、平成26年度からは1市8町での連携となった。

(4)圏域での協議

- ・1市8町及び幌加内町を含め、1市9町での協議の場をもち、企画担当者レベル、企画課長レベル等、定期的に開催し、定住自立圏に関する事項のほか、様々な事項について意見交換や情報提供などを行っている。
- ・連携事業の見直し等については、例年、12月の定例議会での議決を経て、翌年度からの実施としている。

(5)具体的な連携事業

「①生活機能の強化」「②結びつきやネットワークの強化」「③マネジメント能力の強化」それぞれの視点毎に、少なくとも1以上について、旭川市(中心市)と各町が1対1で連携する必要がある。平成28年度は、28事業を実施予定

	事業数	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町
① 活	22	21	19	12	15	14	16	18	6
② びつき	5	3	3	2	3	3	2	5	2
③ ネジメン ト	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	28	25	23	15	19	18	19	24	19

※圏域の将来像及び定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する

上川中部定住自立圏共生ビジョンを策定し、実施。

2 定住自立圏構想推進のための地方財政措置について

総務省による地方財政措置として、主に以下の内容が講じられる。

特別交付税措置	定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業等に対し、 中心市8,500万円／年、近隣町1,500万円／年程度。
地域活性化事業債 の充当	定住自立圏共生ビジョンに記載されている、基幹的施設やネットワーク 形成に資する道路、交通、通信施設等に対し、充当。充当率90%。
外部人材の活用に 対する財政措置	定住自立圏共生ビジョンに基づく取組を展開するため、圏域外における 専門性を有する人材を活用するための経費に対し、特別交付税措置。 1人350万円／年を上限。

3 上川中部定住自立圏事業連携の検討スケジュールについて

4月～9月	・企画担当者会議及び企画担当課長会議 ～新規連携事業等の協議 ・事業担当者会議 ～新規連携事業等について、具体的な内容を協議
10月～11月	・次年度の連携事業についての各市町の意思決定 ・連携事業に係る形成協定変更協定について、各市町、議案提出
12月	・連携事業に係る形成協定変更協定について、各市町、議案議決 ・連携事業に係る形成協定変更協定締結
1～3月	・形成協定変更に係る共生ビジョンの変更 ・上川中部定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催 ・上川中部定住自立圏共生ビジョンの確定 ・次年度、新規連携事業の実施

4 上川中部定住自立圏共生ビジョン懇談会の目的について

上川中部定住自立圏共生ビジョンの変更及び成果の検証のほか、広域連携に係る意見交換等を行う。